

写真-2 孵化後300日の成熟幼虫

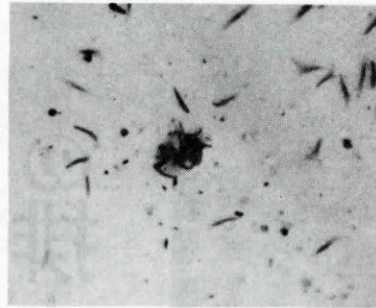


写真-1 孵化直後の幼虫

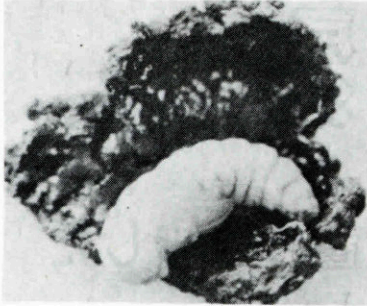
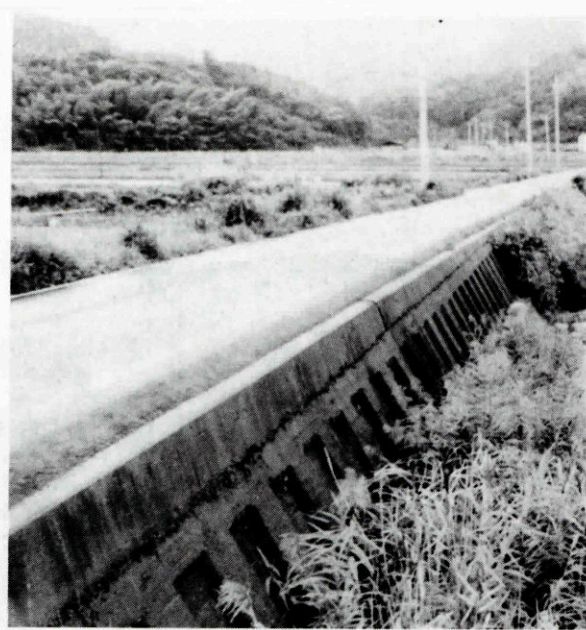


写真-4 土藪の中で蛹化する



写真-3 川堤の土中で土藪を作る

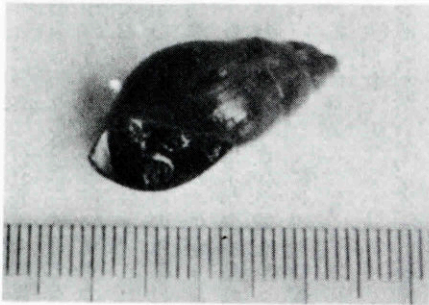


写真-6

カワニナ

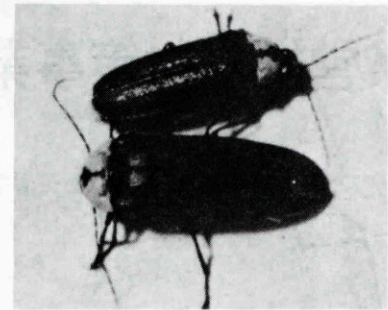


写真-5

ゲンジボタルの雄(小)、雌(大)

不正
失業
保険
給付
月間
雇用
正受
給啓

失業給付金は万一の場合の

みんなの「財産」

「失業したときに、次の就職先が見つかるまでの生活費をどうしよう」「蓄えが減る一方だ」——失業中の労働者が、次の職場が見つかるまでの求職活動中、生活費が入らないことは死活問題です。雇用保険では、このような

は就職の意志があり、現在、仕事を探している失業中の人にだけに限られます。ですから、定年退職をして、今後仕事をする希望のない人や結婚して家事に専念し、仕事探しをしない人は支給を受けられません。

発覚した場合
処罰されます

失業中の労働者が、その期間の生活費を心配しないで求職活動に専念できるようにするために、失業給付金を支払っています。この失業給付の費用は、労働者や雇用主の方が納めた保険料と、国民の皆さんが納めた税金によって賄われているのです。

後を断たない
不正受給者

不正な行為により受給したり受給しようとした場合には、処罰されます。例えばアルバイトで就労していた事実が発覚した場合、就労していたことを申告しなかった失業の認定日から、支給停止となります。また不正受給した金額は、全額返還しなければなりません。

このほか不正行為の悪質さによっては、受け取った金額の二倍の金額を納めなければなりません。

◇

ところが一部の悪質な受給者による、失業給付の不正行為が後を断ちません。個人や会社ぐるみで、働いている事実を隠したまま支給を受けているのです。これはもちろん法律を犯していますし、本当に失業給付を必要としている人にとっては迷惑な話です。本来、受給の対象となる人

十一月は「雇用保険不正受給防止啓発月間」です。いざというときに役立つ失業給付金。一人一人が正しく使うよう心がけてください。